

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 29 日 (金) 第3506号の14



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 非常勤職員の報酬の支給日の一部改正 (※) (人事課取扱い) 1
- 非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正 (※) (人事課取扱い) 1
- 鹿児島県造林事業補助金交付要綱を廃止する要綱 (※) (森林経営課取扱い) 2

告 示

鹿児島県告示第328号

昭和62年 4 月 1 日鹿児島県告示第629号 (非常勤職員の報酬の支給日) の一部を次のように改正し、平成31年 4 月 1 日から施行する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

表中 「 | 共生・協働推進専門員 | 翌月 7 日 | 」 を 「 | 学生相談員 | 翌月 7 日 |
| 共生・協働推進専門員 | 」

「産業廃棄物適正処理監視指導員」に、「産業廃棄物適正処理監視指導員」を PCB適正処分推進員 に、「パーキン
グパーミット制度推進員」を 「パーキングパーミット制度推進員」に、「非常勤作業療法士」
を 「非常勤作業療法士」に、「職業指導員」を 「職業指導員」に、「防災研修センタ
ー管理補助員」を 「防災研修センター管理補助員」に、「特別支援学校看護師」を 「特別支援
学校就労支援コーディネーター」に、「文化財調査員」を 「文化財調査員」に、「保健
指導員」を 「保健指導員」に、「用地調査員」を 「用地調査員」に改める。

鹿児島県告示第329号

平成17年 3 月 29 日鹿児島県告示第497号 (非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額) の一部を次のように改正し、平成31年 4 月 1 日から施行する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

表総務部の部中

「 | かがしま県民交流センター館長 | 月額 550,000円以内 | 」
を

学生相談員	1 時間につき 3,400円以内
かごしま県民交流センター館長	月額 550,000円以内

に改め、同部交通事故相談員の項中「又は日額7,930円以内」を削り、同表企画部の部統計調査員の項中「7,130円」を「7,190円」に改め、同表環境林務部の部県営林管理補助員の項及び鳥獣保護管理員の項中「5,710円」を「5,880円」に改め、同部鳥獣保護管理員の項の次に次のように加える。

P C B 適正処分推進員	日額 7,080円以内
---------------	-------------

表くらし保健福祉部の部中

医療給付専門指導員	日額 12,680円以内
-----------	--------------

を

医師確保対策事務補助員	日額 7,080円以内
医療給付専門指導員	日額 12,680円以内

に改め、同部こども総合療育センター非常勤看護師の項中「7,180円」を「7,190円」に改め、同部パーキングパーミット制度推進員の項の次に次のように加える。

発達障害者支援アドバイザー	日額 12,680円以内
---------------	--------------

表くらし保健福祉部の部非常勤作業療法士の項の次に次のように加える。

非常勤歯科医師	日額 13,570円以内
---------	--------------

表商工労働水産部の部職業能力開発校寮監の項の次に次のように加える。

人財確保育成推進員	日額 7,810円以内
-----------	-------------

表危機管理局の部中「危機管理局」を「危機管理防災局」に改め、同表出納局の部に次のように加える。

非常勤電話交換手	日額 6,800円以内
----------	-------------

表教育委員会の部学習指導員の項中「3,170円」を「3,180円」に改め、同部学校医の項中「19,500円」を「20,900円」に改め、同部学校薬剤師の項中「15,500円」を「15,600円」に改め、同部特別支援学校看護師の項の次に次のように加える。

特別支援学校就労支援コーディネーター	日額 6,800円以内
--------------------	-------------

表教育委員会の部臨床心理相談員の項を削り、同表選挙管理委員会の部選挙長の項及び選挙分会長の項中「10,700円」を「10,800円」に改め、同表各部・各種委員会共通の部非常勤警備員の項中「5,710円」を「5,880円」に、「8,660円」を「8,910円」に改め、同部に次のように加える。

臨床心理相談員	日額 10,540円以内
---------	--------------

表前各項に定めのない附属機関の構成員の部附属機関の長の項中「11,200円」を「11,100円」に改める。

鹿児島県告示第330号

鹿児島県造林事業補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定めた。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県造林事業補助金交付要綱を廃止する要綱
鹿児島県造林事業補助金交付要綱（昭和63年鹿児島県告示第643号）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は，平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第 1 号）第 4 条の規定による交付の決定がなされた補助金については，なお従前の例による。